

今別町自殺対策計画（素案）

（2019年度～2023年度）

2019年3月

今別町

目次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
第2章 町の自殺に関する現状	9
1 データからみる現状.....	9
2 自殺の危機経路について.....	12
3 「こころの健康に関する調査」結果.....	13
4 データ／調査結果からの課題.....	20
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 自殺対策の基本認識.....	23
2 基本理念.....	24
3 基本方針.....	24
4 基本施策.....	26
5 施策の体系.....	27
第4章 施策の展開	31
基本施策1 地域におけるネットワークの強化.....	31
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成.....	32
基本施策3 住民への啓発と周知.....	33
基本施策4 生きることの促進要因への支援.....	34
基本施策5 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進.....	36
重点施策1 高齢者対策.....	37
重点施策2 勤務・経営問題対策.....	39
重点施策3 生活困窮者対策.....	40
生きることの包括的な支援関連施策.....	41
評価指標.....	45

第5章 計画の推進.....49

- 1 推進体制.....49
- 2 取り組むべき役割.....50
- 3 計画の進捗管理.....51

資料編.....55

- 1 今別町のいち支える自殺対策推進検討委員会設置要綱.....55
- 2 今別町のいち支える自殺対策協議会設置要綱.....57

本計画では和暦を使用しています。平成30年以降については、下表をご参照ください。

和 暦	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
西 暦	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成10年以降、我が国の自殺者数は年間3万人を超える状態が続いていたことから、これに対処するため平成18年に「自殺対策基本法」を制定、平成19年には「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、自殺予防対策を推進してきました。さらに、平成20年には「自殺対策加速化プラン」によって、自殺対策の強化を図りました。

これらの取組により、平成24年には年間の自殺者数が3万人を下回りましたが、依然として年間2万人以上の方が自ら命を絶っています。このため、平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、平成29年には「自殺総合対策大綱」を見直し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を自殺総合対策の基本理念とし、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進することとしています。

県においては、自殺者数の増加を受けて、平成13年度に「健康あおもり21」において自殺対策を重点施策と位置付け、総合的な対策として「心のヘルスアップ事業」を推進してきました。また、平成22年10月には県立精神保健福祉センターに「青森県自殺対策推進センター（旧：地域自殺予防情報センター）」を設置し、平成29年4月には県障害福祉課にも自殺対策推進センター機能を設置するなど、自殺対策の強化を図っています。

そして、平成30年3月には、「誰も自殺に追い込まれることのない青森県」の実現に向けて、「いのち支える青森県自殺対策計画」を策定し、実効性のある自殺対策を総合的に推進しています。

本町においても、平成21年から「自殺対策緊急強化事業」において、「対面型相談支援事業」、「普及啓発事業」等を実施し、自殺を考えている人の個々のニーズに対応したきめ細やかな相談支援等を行ってきました。

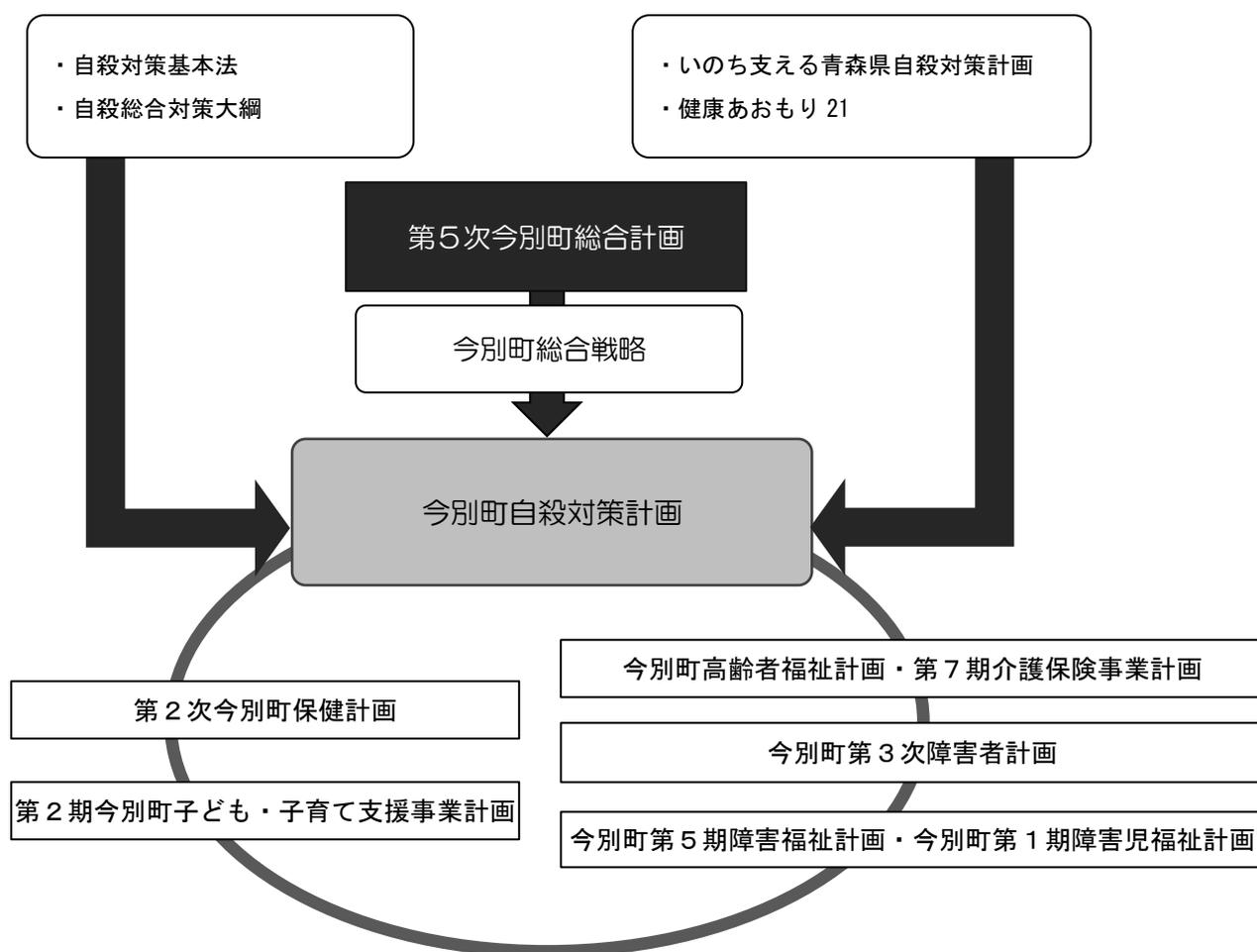
このたび、町としても自殺対策を包括的に進めるための計画として、「今別町自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に示される市町村計画であり、「自殺総合対策大綱」「いのち支える青森県自殺対策計画」等との整合を図っています。

また、本計画は、「第5次今別町総合計画」を上位計画とし、「今別町総合戦略」のもと、「第2次今別町保健計画」等の個別計画との連携を図っています。

図表1 計画の位置付け



3 計画の期間

計画の期間は、平成31年（2019年）度から平成35年（2023年）度までの5年間としました。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、地域の実情に応じた計画内容とするために、20歳以上の町民800人を対象に「こころの健康に関する調査」を実施し、悩み事やストレス、自殺に対する考え方などの実態を把握・分析したほか、自殺対策に関連する団体にヒアリング調査を行いました。

その後、「今別町いのち支える自殺対策協議会」において、関係機関との連携や協働についての意見を収集しました。さらにパブリックコメントを実施し、町民の意見の集約を行いました。

第2章

町の自殺に関する現状

第2章 町の自殺に関する現状

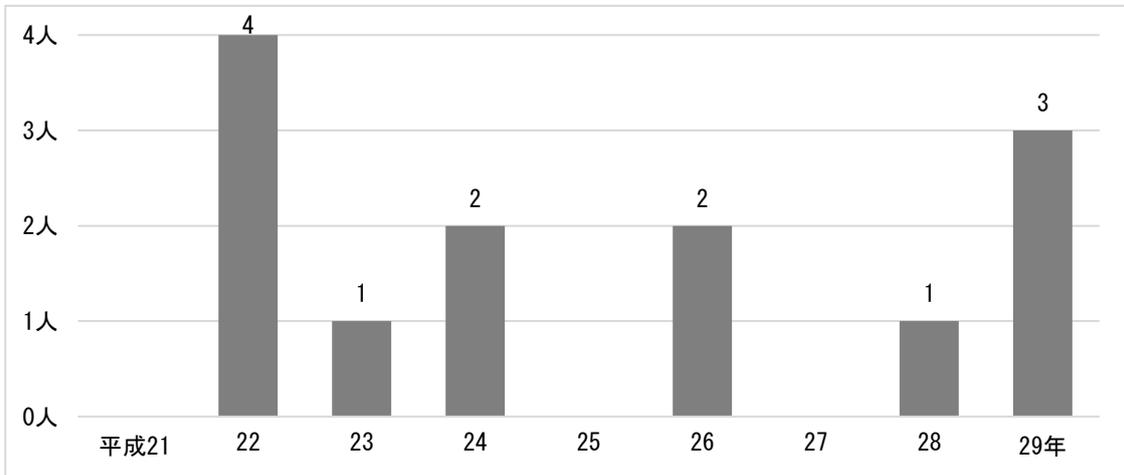
1 データからみる現状

(1) 自殺者数の推移

本町の自殺者数は、0人の年を除き、平成21年以降は多い年でも4人となっています。

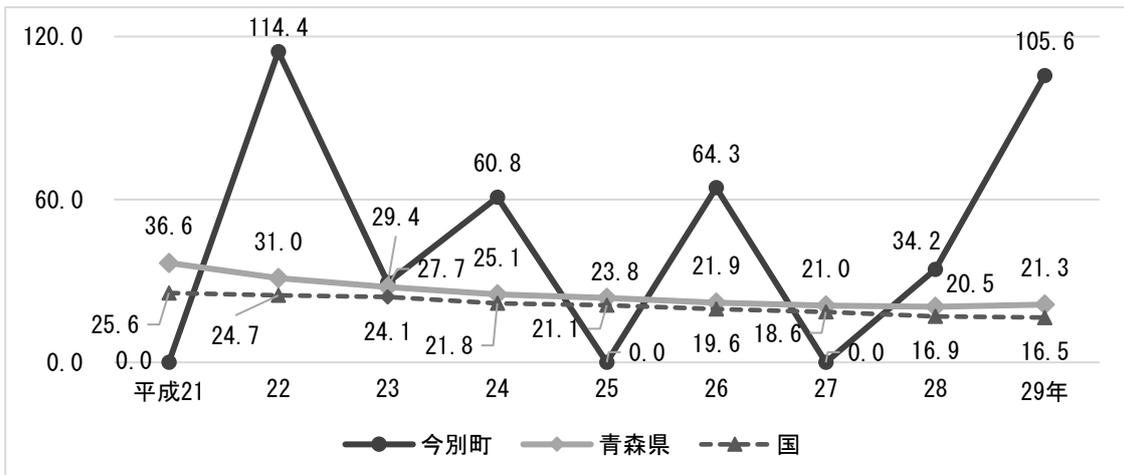
人口10万人対でみた自殺死亡率は、自殺者数に連動するため、その年によって0～114程度まで増減しています。本町の人口は少なく、数人の増減で自殺死亡率が大きく動くため、自殺者数が0人の年以外は県や国よりも高い率となっています。

図表2 自殺者数の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（平成21年～平成29年）」

図表3 自殺死亡率の推移（人口10万人対）

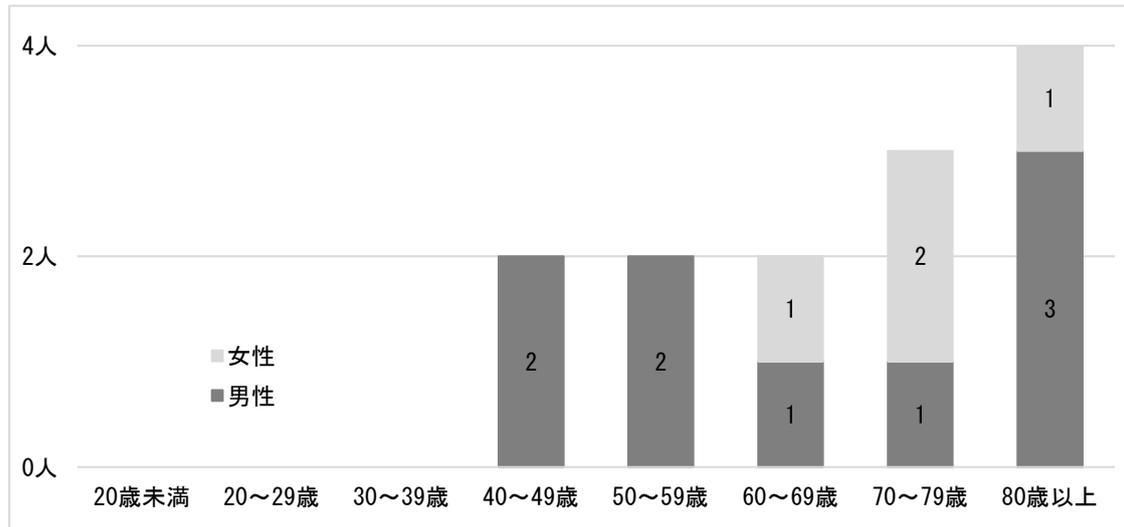


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（平成21年～平成29年）」

(2) 性別年齢別自殺者数

平成 21 年から平成 29 年までの年齢別の自殺者数を合わせて見ると、39 歳以下の自殺者は 0 人となっていますが、70～79 歳 3 人、80 歳以上が 4 人となっており高齢になるに従い徐々に多くなっています。また、性別では男性の方が多くなっています。

図表 4 性別年齢別自殺者数（平成 21 年～29 年の合計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（平成 21 年～平成 29 年）」

(3) 主な自殺の特徴

平成 25 年から平成 29 年までの本町の主な自殺の特徴について、「地域自殺実態プロフィール^{※1}」によれば以下の表の通りとなっています。

このように、自殺に至るまでの経路は、いくつかの要因が重なっていたり、連鎖する中で起きていることが多いと言えます。

図表 5 原因・動機別件数（平成 25 年～平成 29 年の合計）

上位 5 区分	割合	自殺率 (10 万対)
男性 60 歳以上有職同居	33.3%	185.2
男性 60 歳以上無職同居	33.3%	102.0
男性 40～59 歳有職独居	16.7%	499.4
女性 60 歳以上無職同居	16.7%	33.5

背景にある主な自殺の危機経路
配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺

資料：地域自殺実態プロフィール

重点分野	高齢者 勤務・経営 生活困窮者
-------------	--

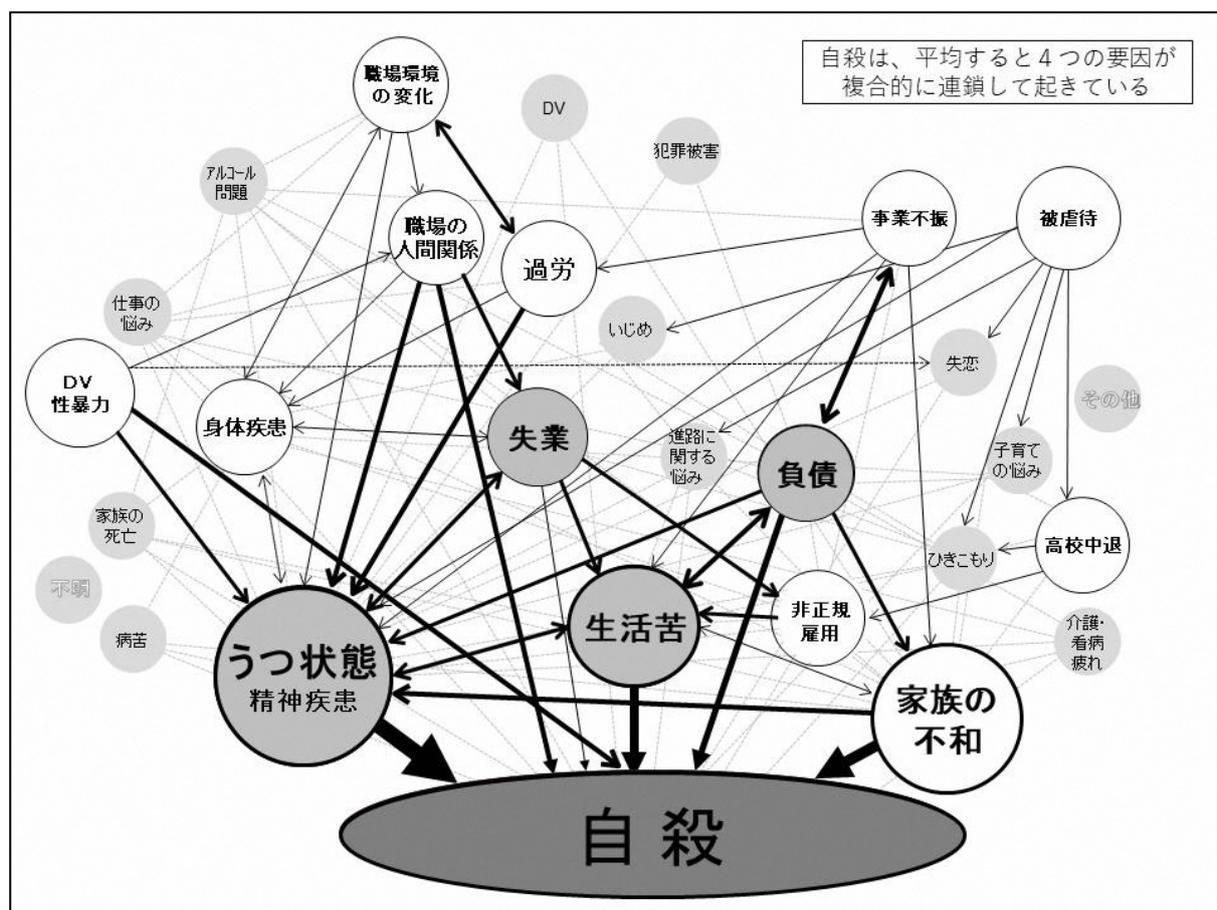
これは、上記の危機経路の図表を参考に選定されており、高齢に伴う疾患、配置転換や事業不振等の勤務や経営問題、そして失業等による生活苦や借金といった生活の困窮が自殺の主な危機経路として挙げられているため、重点分野として推奨されています。

^{※1} 地域自殺実態プロフィール：地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するために、国が自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県、市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。

2 自殺の危機経路について

特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクが実施した「自殺実態 1000 人調査」では、自殺に至るまでの経路を示しています。

下記の図の○印の大きさは要因の発生頻度を表し、○印が大きいほど自殺者にその要因がみられた頻度が多いことを表しています。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の関係を表し、矢印が太いほどその関係が強いこととなります。



資料：NPO 法人ライフリンク「日本の自殺問題 現状と必要な対策（2014年10月31日）」より色を改変

3 「こころの健康に関する調査」結果

(1) アンケート調査の概要

こころの健康や自殺に関する町民の実態や問題意識等を把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で調査を実施しました。

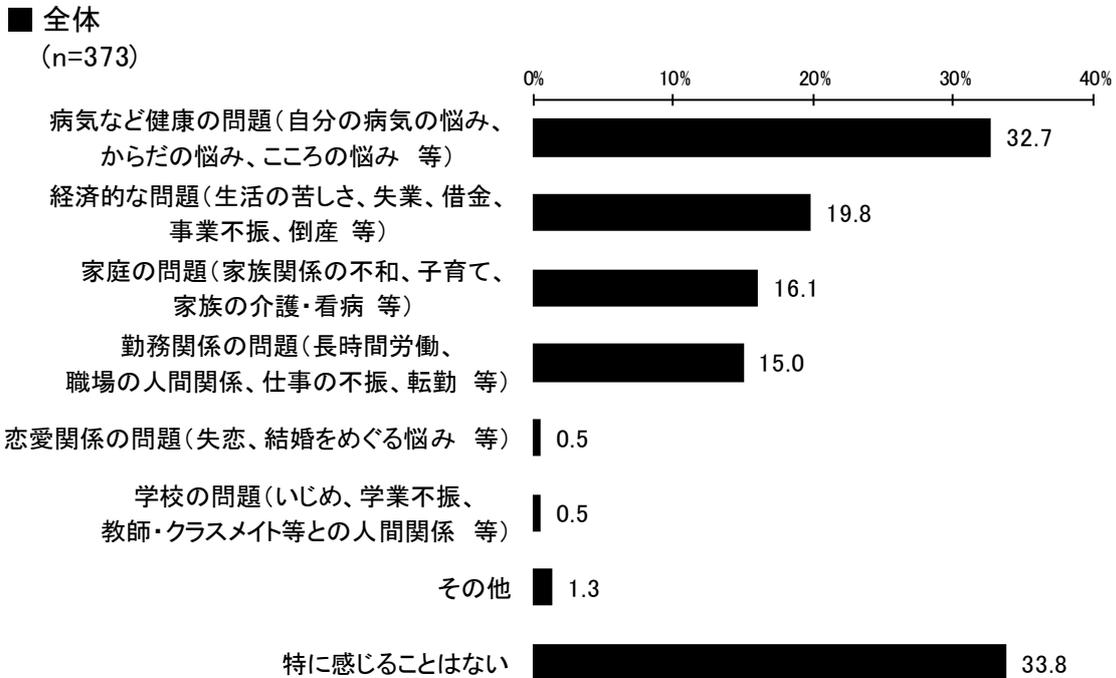
調査期間	平成 30 年 9 月～10 月
調査対象	本町在住の 20 歳以上の方
配布数	800 件
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	373 件（回収率 46.6%）

(2) 調査結果の概要

① 日頃感じるストレスについて（複数回答）

「病気など健康の問題（自分の病気の悩み、からだの悩み、こころの悩み 等）」の割合が 32.7%で最も高く、次いで「経済的な問題（生活の苦しさ、失業、借金、事業不振、倒産 等）（19.8%）」、「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病 等）（16.1%）」の順となっています。

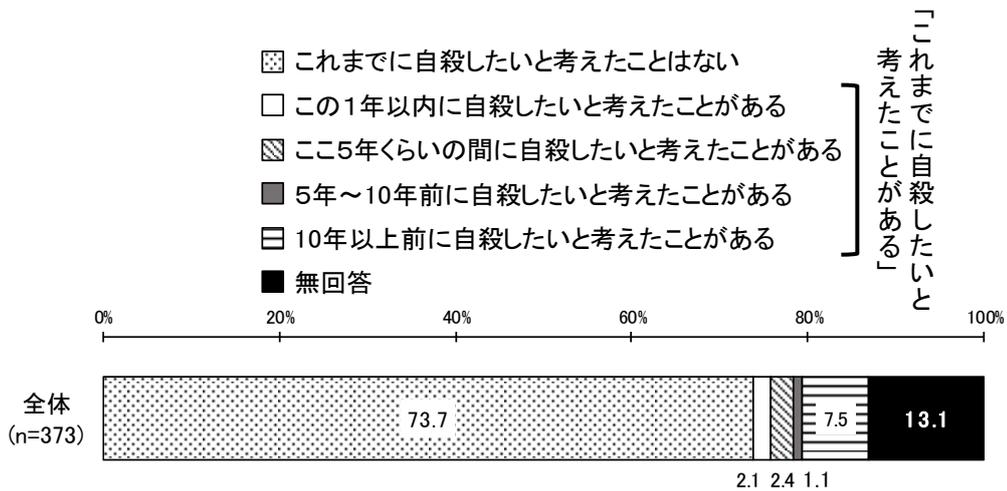
図表 6 日頃感じるストレスについて



② 自殺を考えた時期について

「10年以上前に自殺したいと考えたことがある」の割合が7.5%で最も高く、次いで「ここ5年くらいの間に自殺したいと考えたことがある(2.4%)」、「この1年以内に自殺したいと考えたことがある(2.1%)」の順となっています。

図表7 自殺を考えた時期について

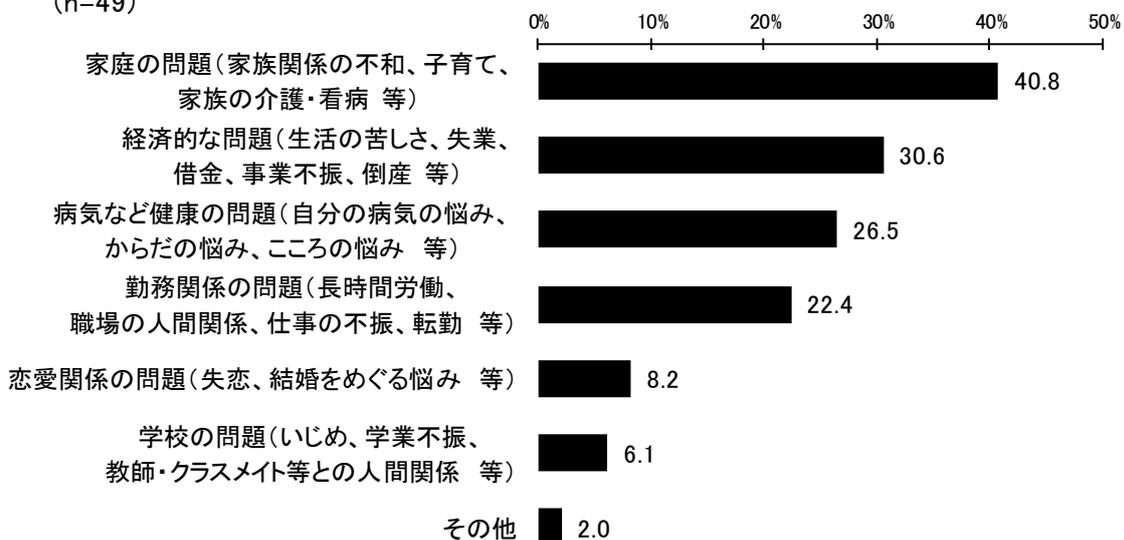


③ 自殺を考える原因となった問題について（複数回答）

②の「これまでに自殺したいと考えたことがある」人に、自殺を考える原因となった問題についてたずねたところ、「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」の割合が40.8%で最も高く、次いで「経済的な問題（生活の苦しさ、失業、借金、事業不振、倒産等）」(30.6%)、「病気など健康の問題（自分の病気の悩み、からだの悩み、こころの悩み等）」(26.5%)の順となっています。

■ 全体
(n=49)

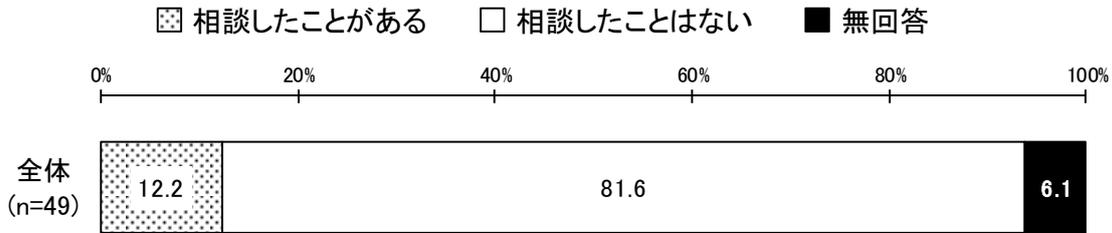
図表8 自殺を考える原因となった問題について



④ 自殺を考えたときの相談状況

②の「これまでに自殺したいと考えたことがある」人に、自殺を考えたときの相談状況についてたずねたところ、「相談したことはない(81.6%)」が「相談したことがある(12.2%)」の割合を大きく上回っています。

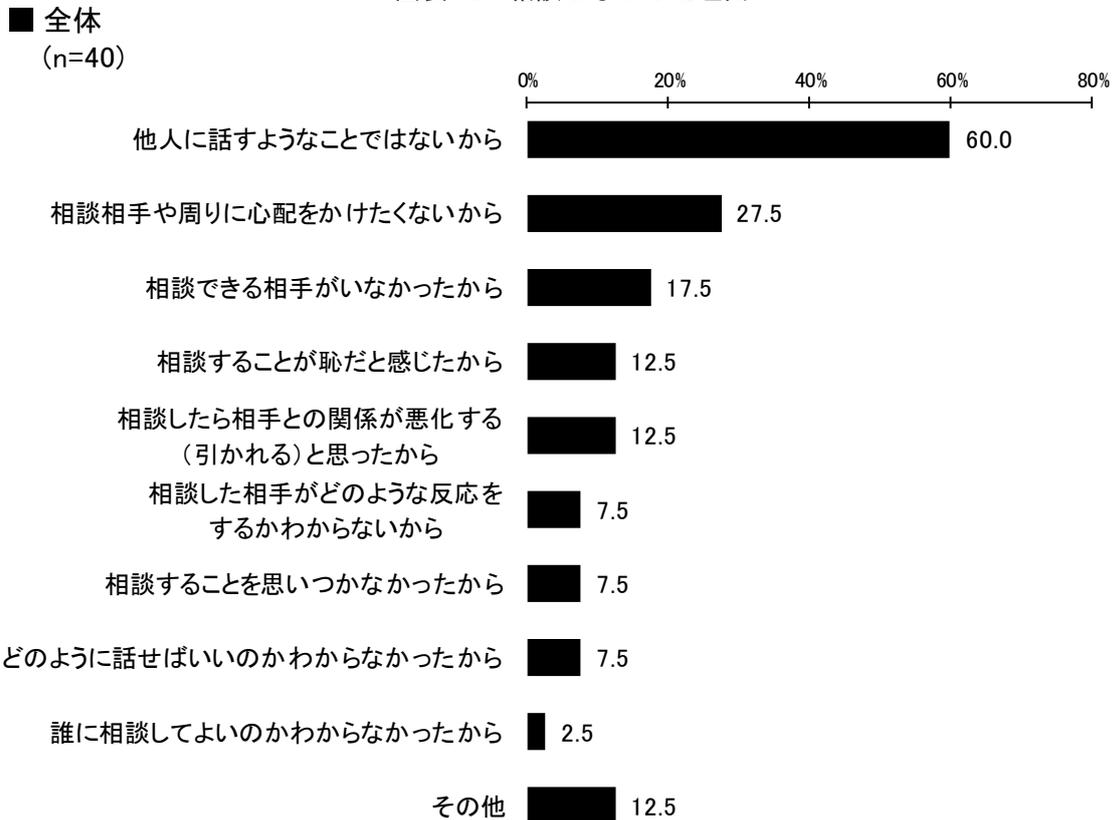
図表9 自殺を考えたときの相談状況



⑤ 相談しなかった理由（複数回答）

④の「相談したことはない」と回答した人に、相談しなかった理由についてたずねたところ、「他人に話すようなことではないから」の割合が60.0%で最も高く、他の項目を引き離しています。次いで「相談相手や周りに心配をかけたくないから(27.5%)」、「相談できる相手がいなかったから(17.5%)」の順となっています。

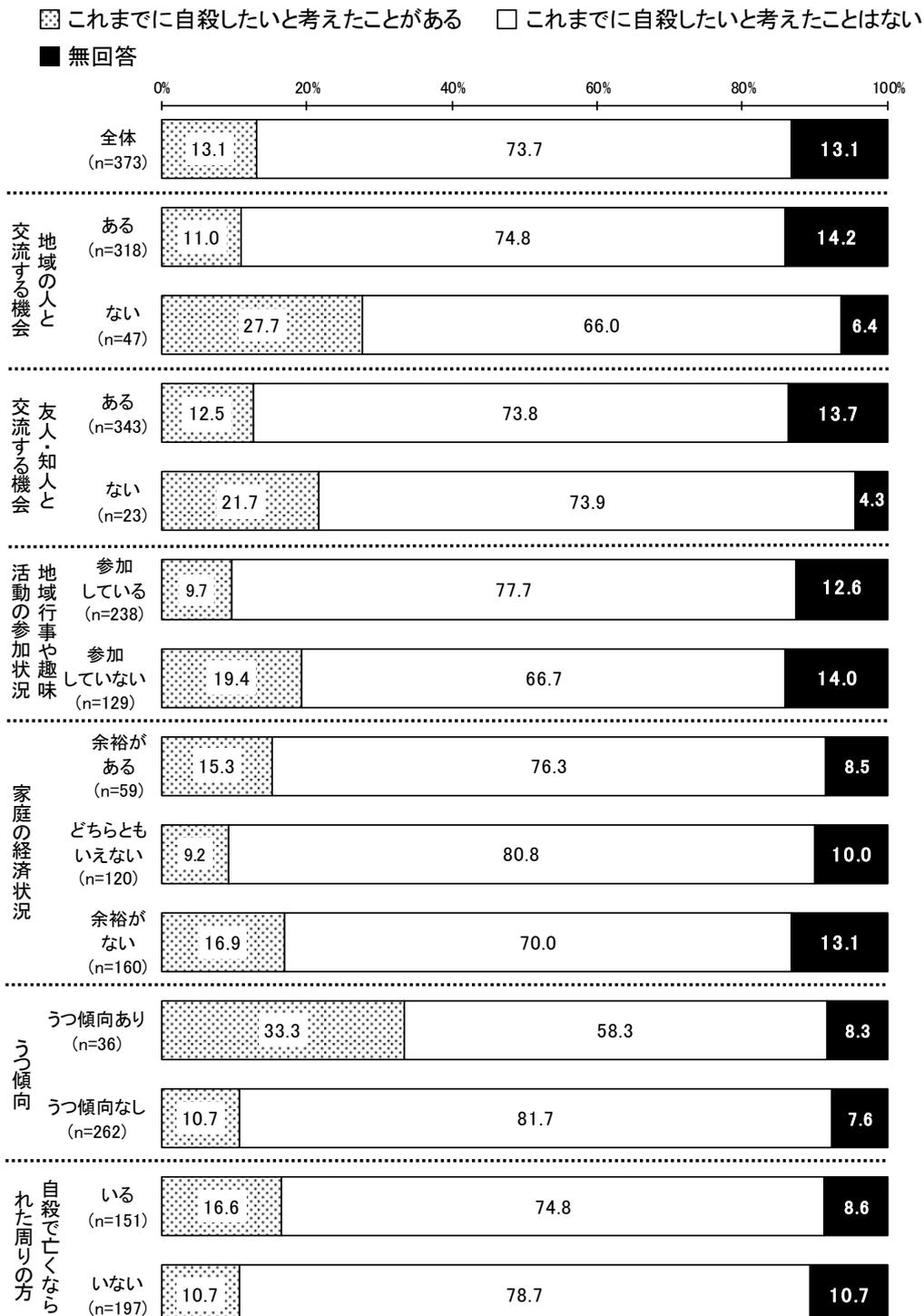
図表10 相談しなかった理由



⑥ 自殺を考えた経験との関連について

「これまでに自殺したいと考えたことがある」人と「これまでに自殺したいと考えたことはない」人に分け、クロス集計をしたところ、地域の人との交流する機会がない人、友人・知人と交流する機会がない人、地域行事等に参加していない人、うつ傾向がある人、の方がそうではない人よりも「自殺したいと考えたことがある」割合がそれぞれ10ポイント以上高くなっています。

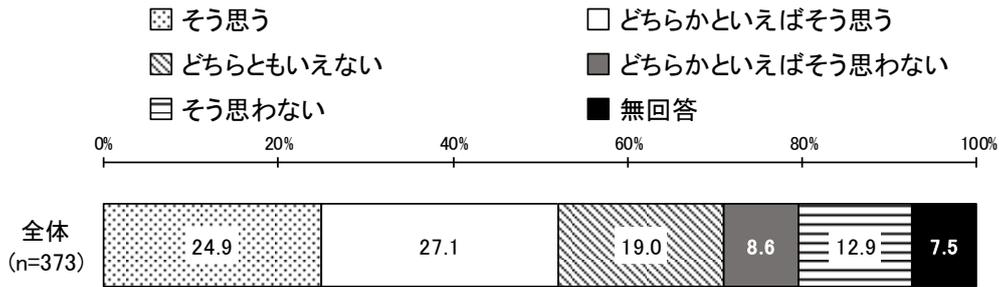
図表 11 自殺を考えた経験との関連について



⑦ 悩みやストレスを感じたときに相談したいと思うかについて

「そう思う (24.9%)」と「どちらかといえばそう思う (27.1%)」を合わせた「相談したい」の割合が 52.0%、「どちらかといえばそう思わない (8.6%)」と「そう思わない (12.9%)」を合わせた「相談したくない」の割合が 21.5%で、「相談したい」が「相談したくない」の割合を上回っています。

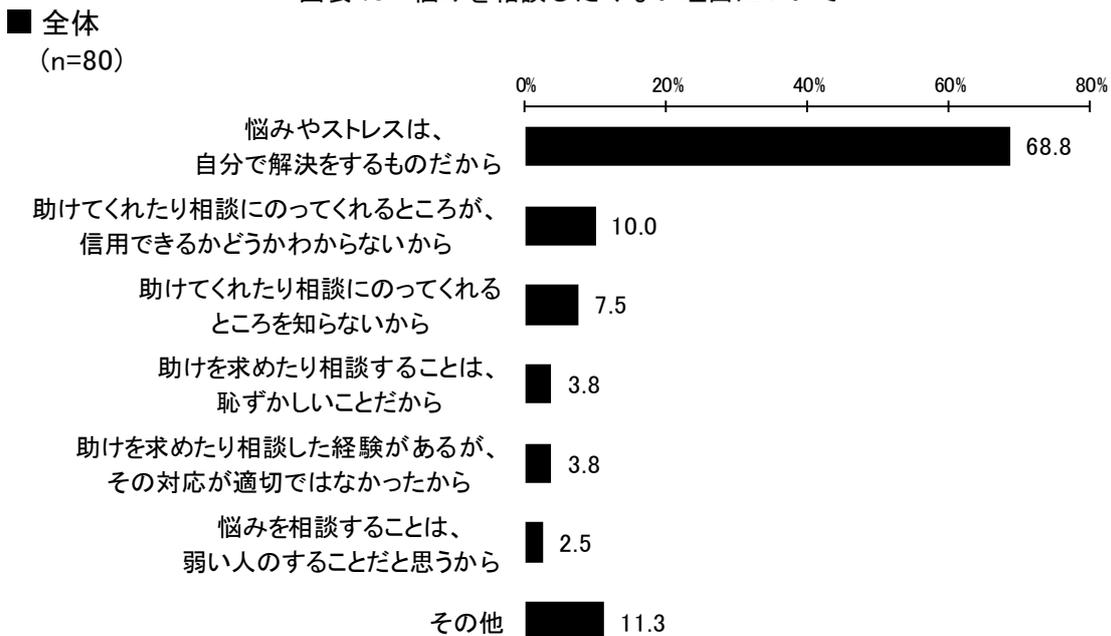
図表 12 悩み相談したいと思うかについて



⑧ 悩みを相談したくない理由について (複数回答)

⑦で「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した 80 人に、悩みを相談したくない理由についてたずねたところ、「悩みやストレスは、自分で解決をするものだから」の割合が 68.8%で最も高く、他の項目を大きく引き離しています。

図表 13 悩みを相談したくない理由について

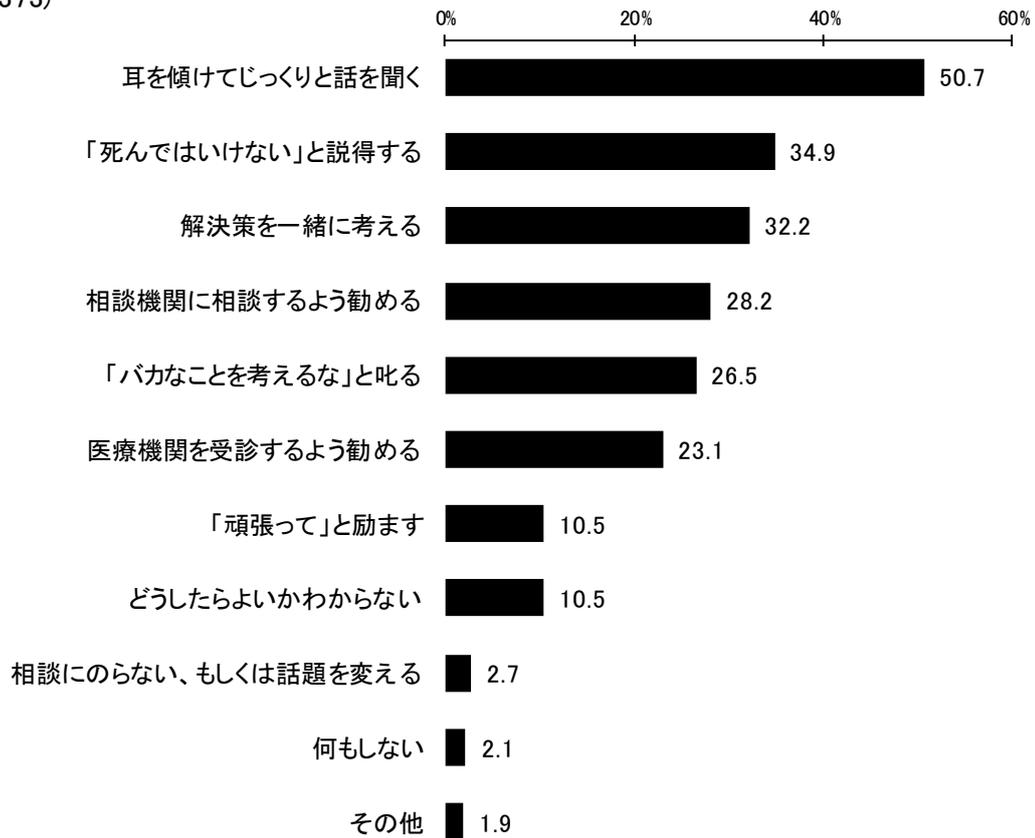


⑨ 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた際の対応について（複数回答）

「耳を傾けてじっくりと話を聞く」の割合が50.7%で最も高く、次いで「『死んではいけない』と説得する（34.9%）」、「解決策を一緒に考える（32.2%）」の順となっています。

図表 14 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた際の対応について

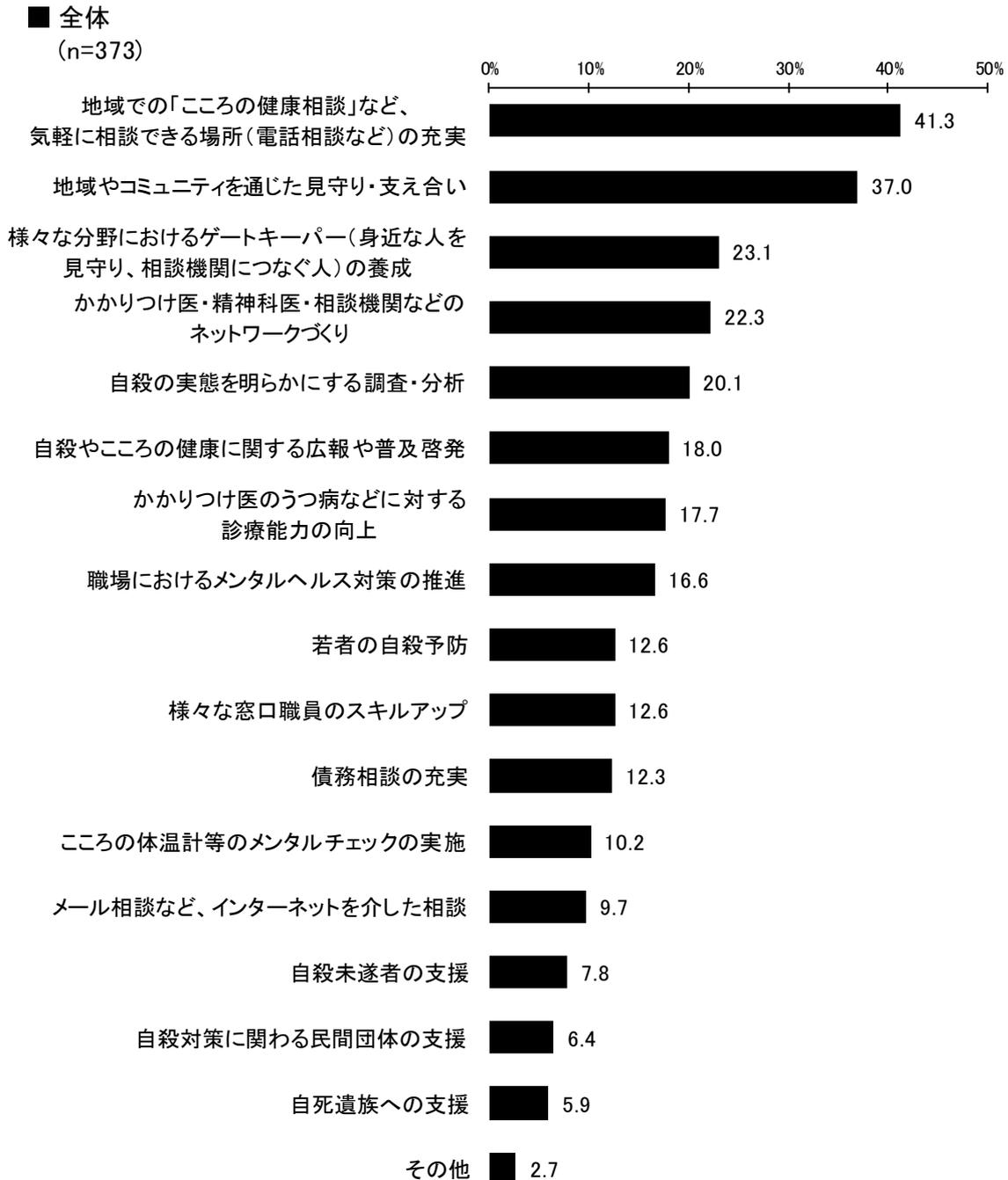
■ 全体
(n=373)



⑩ 今別町にとって今後必要な自殺対策について（複数回答）

「地域での『こころの健康相談』など、気軽に相談できる場所（電話相談など）の充実」の割合が41.3%で最も高く、次いで「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い（37.0%）」、「様々な分野におけるゲートキーパー（身近な人を見守り、相談機関につなぐ人）の養成（23.1%）」の順となっています。

図表 15 今別町にとって今後必要な自殺対策について



4 データ／調査結果からの課題

- 自殺者は高齢であることや仕事の環境の変化、健康問題等の要因が関係してくる傾向がみられることから、様々な視点からの支援が求められます。
- 自殺を考えたときに「相談したことはない」人が多く、その理由も「他人に話すようなことではないから」などとなっていることから、悩みの相談と同様、自殺念慮（死にたい気持ち。希死念慮ともいう）についても相談できる体制や周知の強化、意識啓発といったことが重要です。
- 地域の人や友人・知人との交流の有無、地域行事への参加状況、うつ傾向ありなしが自殺念慮に関連していることから、周囲や地域との接触に関する取組のほか、うつ対策への取組が重要です。
- 悩みを相談したくない理由として「悩みやストレスは、自分で解決をするものだから」が多くみられましたが、うつ対策や自殺対策の視点から、他人や相談機関等に援助を求め、悩みやストレスを解決してもよいこと、何でも自分で解決しなくてもよいこと、といった意識啓発が求められます。
- 身近な人から自殺念慮について打ち明けられた際に、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」「『死んではいけない』と説得する」「解決策を一緒に考える」が多くみられたことから、傾聴についてのスキル向上やより効果的な対応方法の提供など、知識の普及やゲートキーパーの養成が求められます。
- 今後必要な自殺対策として、気軽に相談できる場所の充実、見守りや支え合い、様々な分野におけるゲートキーパーの養成、などが選ばれていることから、これらの取組についての充実や検討が必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。
本町における自殺対策も、以下に掲げる基本認識のもと、取組を進めます。

1 自殺は、誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺とは自分には関係ない「個人の問題」と考えられがちですが、実際には本人のみではなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があり、誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

2 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

3 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備など、社会的な取組により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

4 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

「死にたい」と考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。周りが自殺の危険を示すサインに気づくことで自殺予防に繋げることができることを認識する必要があります。

2 基本理念

誰もが自分らしく安心して暮らせる町 いまべつ

自殺のほとんどは追い込まれて起こるものであり、その理由には心の健康問題だけでなく、病気や生活苦、人間関係の悩みなどの様々な問題があるとされています。

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こる可能性があり、本人だけでなく周りの人の気づきによる予防や対応など、それぞれの状況に合わせた支援が必要となります。

このようなことから、今別町では町民と行政、関係機関の密接な連携を行い「誰もが自分らしく安心して暮らせる町 いまべつ」の実現を目指します。

3 基本方針

自殺総合対策大綱で示されている以下の5点の基本方針を、計画に包含させます。

1 生きることの包括的な支援

基本認識にあるように、自殺は、誰にでも起こり得る身近な問題でありながらも、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題という認識のもと、自殺対策を進めていくことが重要です。

自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を高める取組を行い、両者の取組を通じて自殺リスクを低下させます。「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

2 関連施策との連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、引きこもり、LGBTQ^{※2}（性的マイノリティ）等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会^{※3}の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」の3つに分けることができ、それぞれ強力に、かつ総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合等における「事後対応」の3つがあり、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

4 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深め、援助を

※2 LGBTQ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（生物学的な性別と性自認が異なっている人）、クエスチョニング（性自認や性的指向を定めない人）の頭文字をとったもの。Qは性的マイノリティの総称を表すクィアという意味でも使われることがある。

※3 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

求めることは当然であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

町民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家に繋ぎ、見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

5 関係者の役割の明確化と、関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町、関係団体、民間団体、事業者、町民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

4 基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

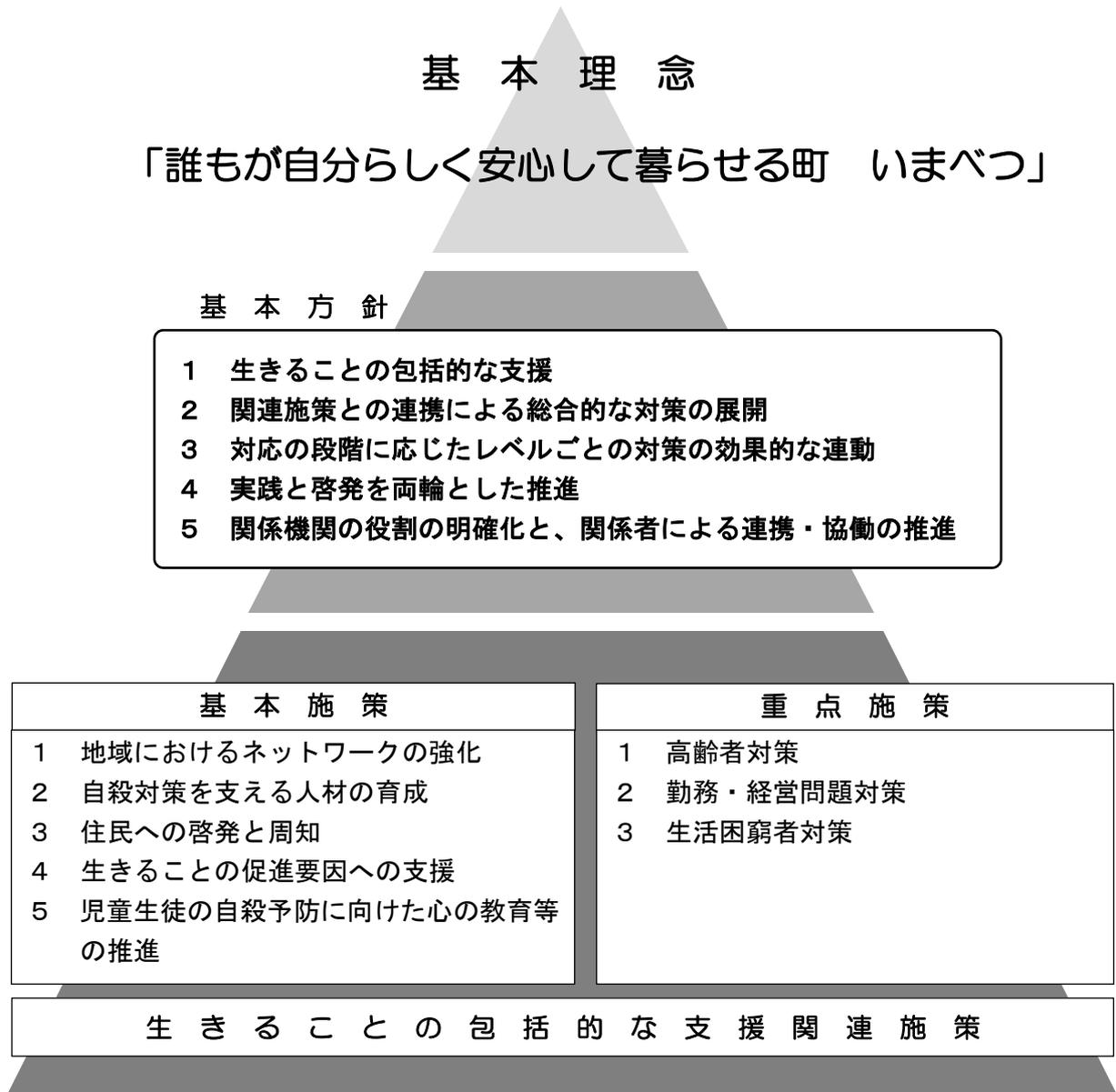
2 自殺対策を支える人材の育成

3 住民への啓発と周知

4 生きることの促進要因への支援

5 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

5 施策の体系



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場等の環境の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係してきます。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるように、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野との連携が不可欠です。

【1】各分野における連携体制の充実

事業名・事業内容	所管課
【今別町のいのち支える自殺対策推進検討委員会】 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、委員会を開催します。	全課
【今別町のいのち支える自殺対策協議会】 関係各種団体の代表が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。	町民福祉課
【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】 複合的課題や制度の狭間にある課題を多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備し、複数課題を抱える相談者や世帯の支援のコーディネートを行います。	町民福祉課
【要保護児童対策地域協議会】 子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供、児童虐待防止対策の充実を図ります。	町民福祉課
【いじめ問題対策連絡協議会】 関係者のいじめに対する正しい理解と適切な対応方法の検討を図り、取組や情報共有を図ります。	教育課
【地域ケア会議】 地域包括ケアシステムの構築の推進として、様々な問題を抱える高齢者等に対し、個別レベルでのケア会議を開催することで、各関係機関の連携と協働のもと、課題の解決とネットワークの強化を図ります。	町民福祉課 地域包括支援センター

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

【1】自殺対策を担う人材の育成

事業名・事業内容	所管課
【職員の研修】 新任研修、昇任時等研修の機会を設け、自殺対策への意識を高めるとともに、職員へのこころのケアを行います。	総務課
【ゲートキーパー養成講座】 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。	町民福祉課
【認知症サポーター養成講座】 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	町民福祉課
【地区組織への研修】 町民に身近な地区組織においては、見守り体制の強化を図り気づき役や繋ぎ役を担えるよう、自殺対策やこころの健康についての研修の機会を設けます。	町民福祉課

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周りの人に理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに相談することや援助を求めることが適切であるということを町民一人ひとりの共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに相談したり援助を求めるということが適切であり、それを受け入れることが大切であるということの理解を促進していきます。

自殺を考えている人の存在に早く気づき、声をかけたり、話をしたり、専門家に繋いだりして、見守っていくという意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

【1】様々な機会を活用した啓発と周知

事業名・事業内容	所管課
【リーフレット等の配布】 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に自殺対策に関するリーフレット等を配布し、広く周知・啓発を図ります。	町民福祉課
【広報・ホームページを通じた広報活動】 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせたこころの健康に関する啓発活動を行い、通年で相談窓口の周知を図ります。	企画財政課 町民福祉課
【ふれあい文庫を拠点とした普及啓発】 ふれあい文庫を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携し、町民に対する情報提供を行います。	教育課 町民福祉課
【おもてなしイベント等での啓発】 イベント内においてブースの展示、資料の配布を行い、自殺対策に関する意識醸成と情報発信を行います。	企画財政課 町民福祉課

【2】講演会・イベント等の開催

事業名・事業内容	所管課
【こころの健康に関する健康教育】 自殺の要因の一つである精神疾患や自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、町民のこころの健康増進と町の自殺対策について啓発を図ります。	町民福祉課
【いきいき健康まつりにおける展示】 自殺対策に関するブースの開設、資料の配布などを行うことで、町民の関心を喚起し問題認識を深め普及啓発を図ります。	町民福祉課

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要とされています。

「生きることの促進要因」への支援という観点から、相談体制、居場所づくり、遺された人への支援を推進していきます。

【1】相談体制の整備

事業名・事業内容	所管課
【自殺対策対面型相談事業】 弁護士や司法書士等の専門家による対面型の相談を行い、町民の抱える生活・福祉問題やニーズ等を受け止め、問題解決へ向けての援助活動を推進します。	町民福祉課 社会福祉協議会
【保健福祉総合相談・案内窓口事業】 町民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行います。	町民福祉課
【妊娠・出産・子育てに関する相談】 保健師等が母子保健にかかる各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	町民福祉課
【産後うつ対策事業】 産婦訪問において、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）を用い、母親の産後に抱える問題を評価し、出産直後の早期段階から必要な助言、指導等を提供することにより、産後うつによる自殺リスクを抱える保護者に対する支援を推進していきます。	町民福祉課
【精神保健指導・相談】 問題を抱えるケースに対し訪問や電話等で保健指導を行い、必要時には関係機関と情報共有しながら、精神疾患療養者が安心して地域で暮らせるように支援します。	町民福祉課
【障害福祉に関する相談】 障害のある人やその保護者へ、障害者の日常生活、社会生活等に関する相談を行います。	町民福祉課
【家庭児童相談事業】 子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行います。	町民福祉課
【就学に関する相談】 児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの生涯及び発達の状況に応じたきめ細かな相談を行います。	教育課
【DV対策事業】 配偶者からの暴力や交際している者からのDV（デートDV）を防止する取組を推進するため、相談窓口を設置します。	町民福祉課
【奨学金に関する相談】 就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する相談を行います。	教育課

【2】居場所づくり活動

事業名・事業内容	所管課
【ふれあい文庫の管理】 町民が気軽に利用できる居場所としての環境整備を行います。	教育課
【地域子育て支援センター ひまわり子ども館】 子育て家庭の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。	町民福祉課
【子育てサロン ほっとけーき】 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や、子育てに係る相談の場を提供します。	町民福祉課
【ふれあいサロン】 地域を拠点として、高齢者が気軽に交流しお互いに支えあいながら元気に生活できるよう、敬老活動や老人クラブ活動を通じて、引きこもり防止や介護予防に繋がる居場所づくりに努めます。	社会福祉協議会
【放課後子ども教室】 学校・家庭・地域社会が連携し様々な活動を実施することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。	教育課
【認知症カフェ】 認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	町民福祉課

【3】遺された人への支援

事業名・事業内容	所管課
【自死遺族相談案内】 青森県精神保健福祉センターが行う「こころの電話」や、自死遺族相談を普及啓発します。	町民福祉課

基本施策5 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、自殺予防に向けた心の教育を推進していきます。

【1】自殺予防に向けた心の教育の実施

事業名・事業内容	所管課
【いじめ問題対策連絡協議会（再掲）】 関係者のいじめに対する正しい理解と適切な対応方法の検討を図り、取組や情報共有を図ります。	教育課
【リーフレットの配布】 いじめ、ネット上のトラブル、薬物依存等の児童生徒を対象にした内容のリーフレットと、自殺対策の各相談窓口が掲載されたリーフレット等を合わせて配布することで、こころの健康について周知と啓発を図ります。	町民福祉課 教育課
【思春期教室】 生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れる児童生徒の育成を目指します。	町民福祉課
【助産師による「いのちのお話」出前講座】 児童生徒が自分や他の人のいのちや人権を大切にできるよう、「いのちの教育」を推進します。	町民福祉課
【スクールカウンセラーの派遣】 定期的にスクールカウンセラーを派遣し、様々な課題を抱えた児童生徒やその保護者に対しカウンセリングを行い、課題解決や自殺リスクの軽減を図ります。	教育課

重点施策1 高齢者対策

自殺に至るまでの経緯として健康問題が関わりやすいことや、閉じこもりや孤立等に陥りやすい高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

町では、地域包括支援センターを中心とし、行政サービスや民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

【1】包括的な支援のための連携の推進

事業名・事業内容	所管課
【地域ケア会議（再掲）】 地域包括ケアシステムの構築の推進として、様々な問題を抱える高齢者等に対し、個別レベルでのケア会議を開催することで、各関係機関の連携と協働のもと、課題の解決とネットワークの強化を図ります。	町民福祉課 地域包括支援センター
【生活支援体制整備事業】 生活支援コーディネーターによる地域への訪問活動を通して、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い高齢者を早期に把握し、協議体において情報共有することにより、自殺対策に関する連携強化を図ります。	町民福祉課
【認知症初期集中支援チーム】 認知症の疑いのある高齢者や認知症高齢者の早期発見・支援を通じて、その高齢者や家族が抱える問題及び自殺リスクの把握に努めます。また、関係機関と情報共有を図り、認知症高齢者やその家族に対する適切な支援を推進します。	町民福祉課 地域包括支援センター

【2】高齢者の健康づくり・健康不安に対する支援

事業名・事業内容	所管課
【特定健診・健康診査の実施】 特定健康診査・後期高齢者健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見・健康の保持増進に努めます。	町民福祉課
【健康相談・健康教育】 各地区会館等で開催されるサロン等を訪問し、こころの健康等の講話と健康相談を行うことにより、高齢者のこころの健康保持に努めます。	町民福祉課
【高齢者への総合相談事業】 介護保険・日常生活支援・総合相談支援・権利擁護・家族介護支援などを包括的かつ総合的に推進し、高齢者の日常生活上の相談等への助言や援助を行う高齢者総合相談事業の充実を図ります。	町民福祉課 今別町居宅介護支援事業所
【認知症地域支援推進員事業】 認知症に関する町内外の相談機関を掲載した認知症ケアパスを町民へ配布することにより、認知症に関する不安や悩みの解消に努めます。	町民福祉課 地域包括支援センター
【福祉安心電話サービス事業】 ひとり暮らし高齢者や要援護者に対し、緊急時の対応として福祉安心電話を設置することにより、いち早く安全に対応する仕組みの明確化を図り、高齢者等が安心して生活できる環境の整備に努めます。	町民福祉課 社会福祉協議会

【3】社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業名・事業内容	所管課
<p>【ふれあいサロン（再掲）】 地域を拠点として、高齢者が気軽に交流しお互いに支えあいながら元気に生活できるよう、敬老活動や老人クラブ活動を通じて、引きこもり防止や介護予防に繋がる居場所づくりに努めます。</p>	社会福祉協議会
<p>【福祉乗車証交付】 町内及び青森市営バスの利用を促進し、高齢者の外出を支援するとともに、閉じこもり防止を推進します。</p>	町民福祉課
<p>【ふれあい移送サービス事業】 自力での外出が著しく困難な状況にある高齢者等が生活する上で必要な外出を、福祉移送介護車の派遣で支援することにより、健康維持と精神的充実及び介護負担軽減を図ります。</p>	社会福祉協議会
<p>【認知症カフェ（再掲）】 認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。</p>	町民福祉課
<p>【いまべつ健康ポイント事業】 健康づくり教室や介護予防教室等への町民の社会参加に対して、ポイントを付与し、ポイント数に応じて得点を獲得する機会を設けることにより、社会参加の機会強化に努めます。</p>	町民福祉課

重点施策2 勤務・経営問題対策

職場における配置転換や失業、事業不振など、仕事に関する環境に起こった変化がきっかけとなり、その後、病気や親の介護といった様々な要因と関連しつつ追い込まれてしまい、自殺に至ることもあります。

そのため、精神保健的な視点以外からも支援を行うことで、仕事に関する包括的な支援を行います。

【1】働き盛り世代対策

事業名・事業内容	所管課
【働く世代の健康づくり事業】 働く世代の健康管理を推進するために町内事業所と連携を図り、健康教育や健康相談等を通して効果的な周知・広報を行い、職域の健診実施率向上に向けた取組を推進します。	町民福祉課
【職員のストレスチェック】 労働安全衛生法に基づき、職員のストレスチェックを実施し、早期発見により適切な心理ケアに繋げ、メンタルヘルスの不調や悪化の未然防止を図ります。	総務課
【経営相談】 商業・漁業・農業等の経営に関する悩みを抱えている人に対し、相談及びアドバイスをを行います。	産業観光課
【生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）】 青森県社会福祉協議会と協力し、一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	町民福祉課 青森県社会福祉協議会

重点施策3 生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて、周囲や社会から孤立しやすいという傾向もみられます。

様々な背景を抱える生活困窮者や生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者対策を効果的に行うことで、包括的な支援を行います。

【1】多機関のネットワーク構築及び相談の推進

事業名・事業内容	所管課
【多機関の協働による包括的支援体制構築事業（再掲）】 複合的課題や制度の狭間にある課題を多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備し、複数課題を抱える相談者や世帯の支援のコーディネートを行います。	町民福祉課
【納税相談】 町民からの徴収緩和策等の相談に対応します。	税務会計課
【町営住宅家賃滞納整理対策の推進】 収納嘱託員を設置し、町営住宅の滞納等の効率的収納と自主納付の促進及び収納率の向上を図るとともに、困難を抱えている滞納者を必要な支援に繋がります。	建設水道課
【町営住宅建設事業】 住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に町営住宅を建設し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃での賃貸を行います。	建設水道課
【水道料金徴収に関する相談】 水道料金の滞納が続いている町民の相談に対応し、適切な相談窓口につなぎます。	建設水道課
【就学援助と特別支援学級就学奨励補助】 経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。	教育課
【生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）】 生活に困りごとを抱えている人に対して、自立相談支援の相談窓口を紹介し、適切な支援に繋がります。	町民福祉課 青森県社会福祉協議会
【生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）（再掲）】 青森県社会福祉協議会と協力し、一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	町民福祉課 青森県社会福祉協議会
【生活福祉資金貸付事業事務委託事業】 低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。	町民福祉課 社会福祉協議会

生きることの包括的な支援関連施策

自殺対策を総合的・包括的に行うため、本町における様々な事業を自殺対策の視点でとらえ、基本施策及び重点施策に基づき、関連のあるものとして分類しています。

担当課	事業名	事業内容	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の心の教育	高齢者	勤務・経営	生活困窮
町民福祉課	今別町のち支える自殺対策推進検討委員会	○自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、委員会を開催します。	●							
	今別町のち支える自殺対策協議会	○関係各種団体の代表が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。	●							
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○複合的課題や制度の狭間にある課題を多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備し、複数課題を抱える相談者や世帯の支援のコーディネートを行います。	●							●
	要保護児童対策地域協議会	○子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供、児童虐待防止対策の充実を図ります。	●							
	地域ケア会議	○地域包括ケアシステムの構築の推進として、様々な問題を抱える高齢者等に対し、個別レベルでのケア会議を開催することで、各関係機関の連携と協働のもと、課題の解決とネットワークの強化を図ります。	●					●		
	ゲートキーパー養成講座	○自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。		●						
	認知症サポーター養成講座	○誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。		●						
	地区組織への研修	○町民に身近な地区組織においては、見守り体制の強化を図り気づき役や繋ぎ役を担えるよう、自殺対策やこころの健康についての研修の機会を設けます。		●						
	リーフレット等の配布	○自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に自殺対策に関するリーフレット等を配布し、広く周知・啓発を図ります。			●					
	こころの健康に関する健康教育	○自殺の要因の一つである精神疾患や自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、町民のこころの健康増進と町の自殺対策について啓発を図ります。			●					
	いきいき健康まつりにおける展示	○自殺対策に関するブースの開設、資料の配布などを行うことで、町民の関心を喚起し問題認識を深め普及啓発を図ります。			●					
	自殺対策対面型相談事業	○弁護士や司法書士等の専門家による対面型の相談を行い、町民の抱える生活・福祉問題やニーズ等を受け止め、問題解決へ向けての援助活動を推進します。				●				
	保健福祉総合相談・案内窓口事業	○町民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行います。				●				
	妊娠・出産・子育てに関する相談	○保健師等が母子保健にかかる各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。				●				
	産後うつ対策事業	○産婦訪問において、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）を用い、母親の産後に抱える問題を評価し、出産直後の早期段階から必要な助言、指導等を提供することにより、産後うつによる自殺リスクを抱える保護者に対する支援を推進していきます。				●				
精神保健指導・相談	○問題を抱えるケースに対し訪問や電話等で保健指導を行い、必要時には関係機関と情報共有しながら、精神疾患療養者が安心して地域で暮らせるように支援します。				●					

担 当 課	事 業 名	事 業 内 容	ネ ット ワ ーク 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の 心 の 教 育	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営	生 活 困 窮
町 民 福 祉 課	障害福祉に関する相談	○障害のある人やその保護者へ、障害者の日常生活、社会生活等に関する相談を行います。				●				
	家庭児童相談事業	○子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行います。				●				
	DV対策事業	○配偶者からの暴力や交際している者からのDV（デートDV）を防止する取組を推進するため、相談窓口を設置します。				●				
	地域子育て支援センター ひまわり子ども館	○子育て家庭の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。				●				
	子育てサロン ほっとけーき	○乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や、子育てに係る相談の場を提供します。				●				
	認知症カフェ	○認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。				●		●		
	自死遺族相談案内	○青森県精神保健福祉センターが行う「こころの電話」や、自死遺族相談を普及啓発します。				●				
	思春期教室	○生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れる児童生徒の育成を目指します。						●		
	助産師による「いのちのお話」出前講座	○児童生徒が自分や他の人のいのちや人権を大切にできるよう、「いのちの教育」を推進します。						●		
	生活支援体制整備事業	○生活支援コーディネーターによる地域への訪問活動を通して、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い高齢者を早期に把握し、協議体において情報共有することにより、自殺対策に関する連携強化を図ります。							●	
	認知症初期集中支援チーム	○認知症の疑いのある高齢者や認知症高齢者の早期発見・支援を通じて、その高齢者や家族が抱える問題及び自殺リスクの把握に努めます。また、関係機関と情報共有を図り、認知症高齢者やその家族に対する適切な支援を推進します。					●		●	
	特定健診・健康診査の実施	○特定健康診査・後期高齢者健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見・健康の保持増進に努めます。					●		●	
	健康相談・健康教育	○各地区会館等で開催されるサロン等を訪問し、こころの健康等の講話と健康相談を行うことにより、高齢者のこころの健康保持に努めます。							●	
	高齢者への総合相談事業	○介護保険・日常生活支援・総合相談支援・権利擁護・家族介護支援などを包括的かつ総合的に推進し、高齢者の日常生活上の相談等への助言や援助を行う高齢者総合相談事業の充実を図ります。							●	
	認知症地域支援推進員事業	○認知症に関する町内外の相談機関を掲載した認知症ケアパスを町民へ配布することにより、認知症に関する不安や悩みの解消に努めます。					●		●	
	福祉乗車証交付	○町内及び市営バスの利用を促進し、高齢者の外出を支援するとともに、閉じこもり防止を推進します。							●	
	いまべつ健康ポイント事業	○健康づくり教室や介護予防教室等への町民の社会参加に対して、ポイントを付与し、ポイント数に応じて得点を獲得する機会を設けることにより、社会参加の機会強化に努めます。					●		●	
	働く世代の健康づくり事業	○働く世代の健康管理を推進するために町内事業所と連携を図り、健康教育や健康相談等を通して効果的な周知・広報を行い、職域の健診実施率向上に向けた取組を推進します。			●					●
生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	○青森県社会福祉協議会と協力し、一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。								● ●	

担当課	事業名	事業内容	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の心の教育	高齢者	勤務・経営	生活困窮
町民福祉課	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	○生活に困りごとを抱えている人に対して、自立相談支援の相談窓口を紹介し、適切な支援に繋がります。							●	●
	生活福祉資金貸付事業事務委託事業	○低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。						●		●
	地域活動支援センターの支援	○障害者への作業支援を通じて、施設内作業以外の問題にも気づき、必要な場合には適切な支援へ繋がります。				●				
	地域包括ケアシステム事業	○地域包括ケアシステムの拠点を設置し、種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へと繋がられる体制の整備を推進します。	●					●		
	介護給付に関する相談	○介護で負担を抱えている本人や家族に相談支援を行い、相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ります。				●		●		
	ガイドブックの配布	○障害者手帳を交付する際に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報が記載されたガイドブックを配布し、相談機関の周知の拡充を図ります。			●					
	ひとり暮らし高齢者地域見守り事業	○ひとり暮らし高齢者を対象として、地域における定期的な見守りを行い、生活の不安や悩みを把握し、適切な支援に繋げることで自殺リスクの軽減を図ります。						●		
総務課	介護予防事業	○65歳以上の町民を対象に、運動・口腔・栄養等の教室への参加を通して機能低下の予防や閉じこもり予防を図り、認知症予防やうつ予防に繋がります。また、参加者の健康状態を把握する機会とし、必要に応じて適切な機関との連携を図ります。						●		
	職員の研修	○新任研修、昇任時等研修の機会を設け、自殺対策への意識を高めるとともに、職員へのこころのケアを行います。		●					●	
	職員のストレスチェック	○労働安全衛生法に基づき、職員のストレスチェックを実施し、早期発見により適切な心理ケアに繋げ、メンタルヘルスの不調や悪化の未然防止を図ります。				●			●	
企画財政課	人権啓発事業	○祭りのイベントの中でポケットティッシュ等を配布する際に、自殺対策に関する相談窓口が記載されたリーフレットを一緒に渡して、啓発を図ります。			●					
	広報・ホームページを通じた広報活動	○自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせたこころの健康に関する啓発活動を行い、通年で相談窓口の周知を図ります。			●					
	おもてなしイベント等での啓発	○イベント内においてブースの展示、資料の配布を行い、自殺対策に関する意識醸成と情報発信を行います。			●					
	交流活性化事業	○他町村とのスポーツ等の交流を通じ、小学生から高齢者までの幅広い層の方々のこころの健康促進を図ります。			●					
税務会計課	コミュニティづくりの推進	○役員会、地区の集会の開催時、自殺対策について言及してもらい啓発の機会として活用します。			●					
	納税相談	○町民からの徴収緩和策等の相談に対応します。								●
建設水道課	町営住宅家賃滞納整理対策の推進	○収納嘱託員を設置し、町営住宅の滞納等の効率的収納と自主納付の促進及び収納率の向上を図るとともに、困難を抱えている滞納者を必要な支援に繋がります。								●
	町営住宅建設事業	○住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に町営住宅を建設し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃での賃貸を行います。								●

担当課	事業名	事業内容	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の心の教育	高齢者	勤務・経営	生活困窮
建設水道課	水道料金徴収に関する相談	○水道料金の滞納が続いている町民の相談に対応し、適切な相談窓口につなぎます。								●
	土木管理に関する事業	○自殺リスクの高い層にアウトリーチするための施策として、様々な関係機関と一緒に巡回し必要な支援を提供します。								●
産業観光課	経営相談	○商業・漁業・農業等の経営に関する悩みを抱えている人に対し、相談及びアドバイスをを行います。							●	
教育課	いじめ問題対策連絡協議会	○関係者のいじめに対する正しい理解と適切な対応方法の検討を図り、取組や情報共有を図ります。	●				●			
	ふれあい文庫を拠点とした普及啓発	○ふれあい文庫を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携し、町民に対する情報提供を行います。			●					
	就学に関する相談	○児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの生涯及び発達の状況に応じたきめ細かな相談を行います。					●			
	奨学金に関する相談	○就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する相談を行います。					●			
	ふれあい文庫の管理	○町民が気軽に利用できる居場所としての環境整備を行います。			●	●				
	放課後子ども教室	○学校・家庭・地域社会が連携し様々な活動を実施することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。					●	●		
	リーフレットの配布	○児童生徒を対象としたいじめ、ネット上のトラブル、薬物依存等のリーフレットと、自殺対策の各相談窓口が掲載されたリーフレット等を合わせて配布することで、こころの健康について周知と啓発を図ります。			●		●			
	スクールカウンセラーの派遣	○定期的にスクールカウンセラーを派遣し、様々な課題を抱えた児童生徒やその保護者に対しカウンセリングを行い、課題解決や自殺リスクの軽減を図ります。					●	●		
就学援助と特別支援学級就学奨励補助	○経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。								●	
社会福祉協議会	ふれあいサロン	○地域を拠点として、高齢者が気軽に交流しお互いに支えあいながら元気に生活できるよう、敬老活動や老人クラブ活動を通じて、引きこもり防止や介護予防に繋がる居場所づくりに努めます。					●	●		
	福祉安心電話サービス事業	○ひとり暮らし高齢者や要援護者に対し、緊急時の対応として福祉安心電話を設置することにより、いち早く安全に対応する仕組みの明確化を図り、高齢者等が安心して生活できる環境の整備に努めます。						●		
	ふれあい移送サービス事業	○自力での外出が著しく困難な状況にある高齢者等が生活する上で必要な外出を、福祉移送介護車の派遣で支援することにより、健康維持と精神的充実及び介護負担軽減を図ります。						●		

評価指標

本計画推進の評価とするため、現状値（2017年度）と目標値（計画最終年度の2023年度）を、評価指標として以下に示します。

指標項目	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
自殺者数（過去5年間）	6人	減少
今別町いのち支える自殺対策協議会開催回数	年2回	年1回以上
ゲートキーパー養成講座開催回数	—	年1回以上
地区組織を対象としたこころの健康づくり研修開催回数	—	年1回以上
講座・研修会アンケートで「こころの健康づくりについて理解が深まった」「参加してよかった」と回答した人の割合	—	70%以上
広報いまべつ・ホームページへの掲載回数	—	各年1回以上
こころの健康に関する健康教育開催回数	年1回	年1回以上
健康教育アンケートで「こころの健康づくりについて理解が深まった」「参加してよかった」と回答した人の割合	—	70%以上
自殺対策対面型相談事業実施回数	年10回	現状維持
児童生徒への周知・広報	—	年1回以上
地域ケア会議開催回数	年12回	現状維持
働く世代への周知・広報	年1回	年1回以上

第5章

計画の推進

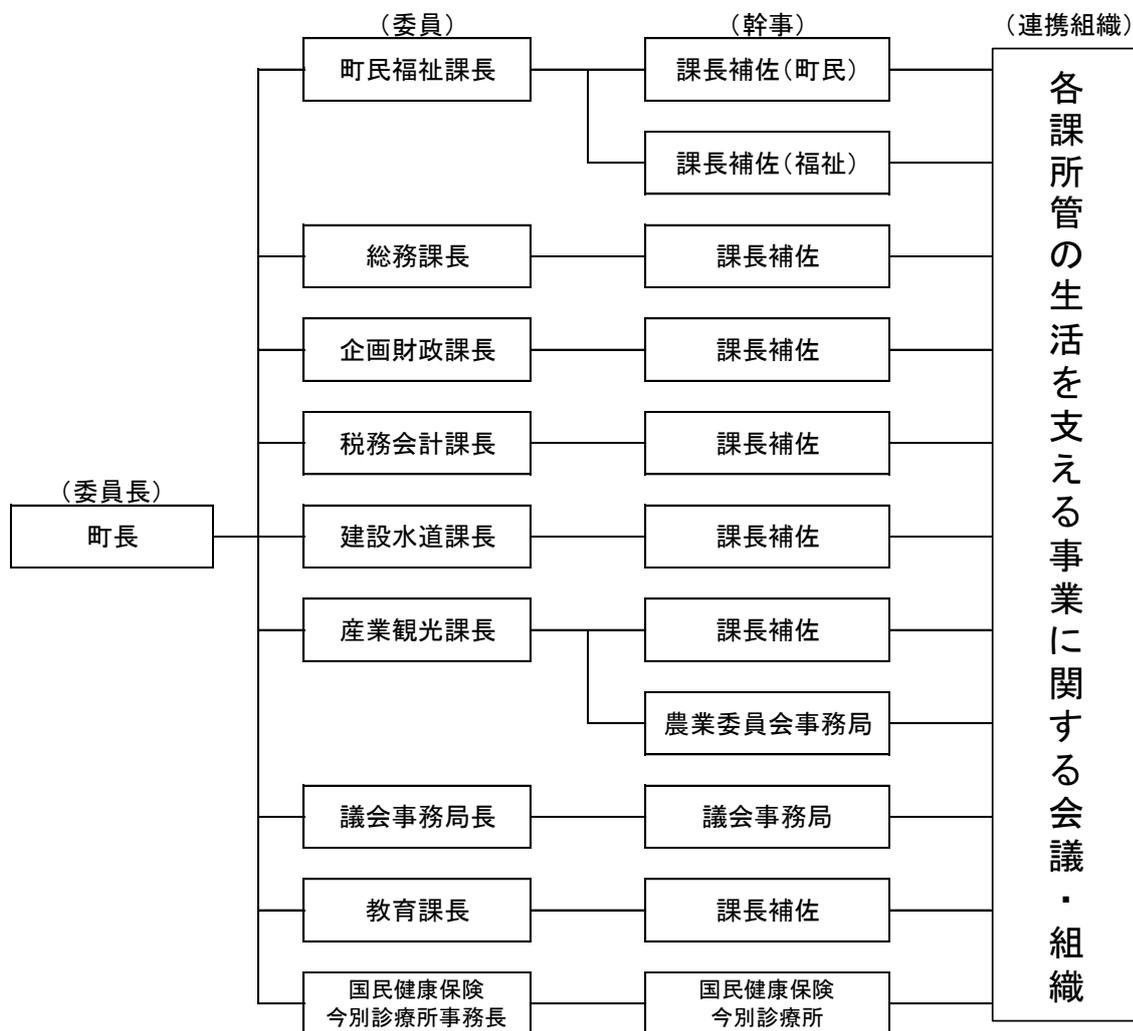
第5章 計画の推進

1 推進体制

庁内の推進体制として、町長を委員長とした「今別町いのち支える自殺対策推進検討委員会」のもと、本町の自殺対策を包括的に進めます。

また、関係団体の代表等で構成される「今別町いのち支える自殺対策協議会」や関係機関、団体等と連携・協働し、取組を進めます。

図表 16 今別町いのち支える自殺対策推進検討委員会



2 取組むべき役割

(1) 町民の役割

自殺は、誰にでも起こり得る身近な問題であり、自殺はその多くが追い込まれた末の死であることを認識・理解することが最も基本かつ重要となります。悩みや問題を抱えたときは、一人で悩まず、他の人や専門機関等に相談したり、援助を求めることが適当であることを認識し、実行することが求められます。また、自分や周りの人の不調に気づき、必要に応じて適切な人や機関等に繋げるなどの役割が求められます。

(2) 職域の役割

産業医等と連携しながら従業員のメンタルヘルスの安定に努め、ストレスを抱えている従業員にはメンタルヘルスケアを行うなど、職場環境の改善に努めることが求められます。

(3) 教育関係者の役割

学校教育の早い段階から、一人で抱え込まず周囲に助けを求めるのは恥ずかしいことではないことや、ストレスへの対処法やSOSの発信のし方、メンタルヘルスの安定に向けた方法などを、児童・生徒に伝えていきます。

(4) 関係機関や団体等の役割

自殺対策の推進にあたり、それぞれの活動内容に応じた連携・協働を図り、情報交換等を行います。

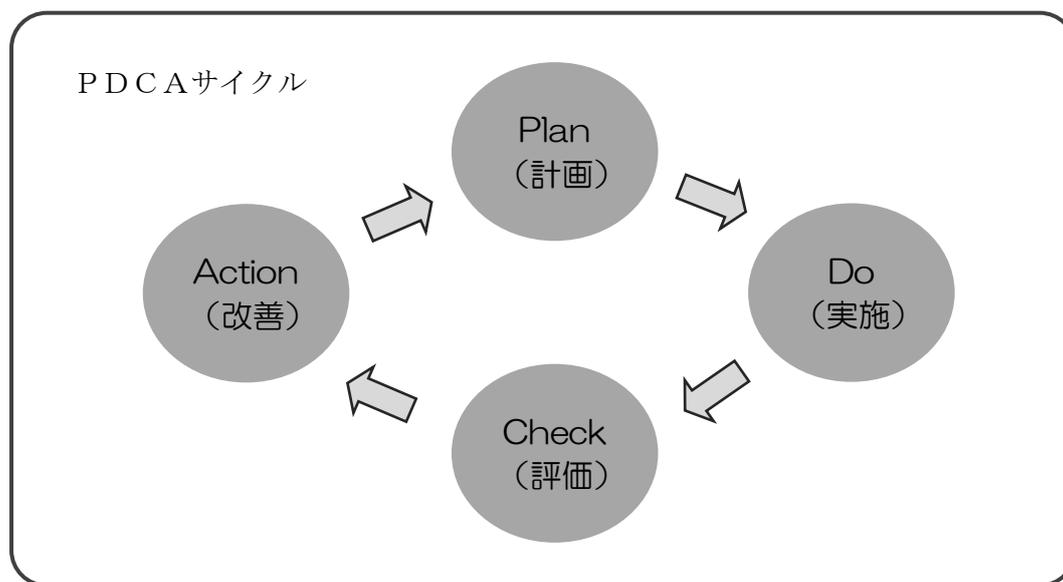
(5) 町の役割

自殺対策の推進にあたり、人材の育成や情報の周知、うつ病対策、町民同士のネットワークの構築等への支援を行い、自殺対策計画を着実に進めます。

3 計画の進捗管理

計画の確実な推進を図るため、「今別町いのち支える自殺対策推進検討委員会」及び「今別町いのち支える自殺対策協議会」において、施策の進捗状況や計画目標の達成等について確認・協議し、より効果的な取組を推進します。

また、PDCAサイクルによって進捗管理を行い、事業の実施・評価・改善を行い、必要があると認めるときは、計画内容を変更する等の取組を進めます。



資料編

資料編

1 今別町のち支える自殺対策推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、今別町のち支える自殺対策推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は町長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は副町長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる委員会の所掌事項について検討を行い、委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、町民福祉課長をもって充て、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 副幹事長は、町民福祉課長補佐をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 7 幹事長は、前項に定める幹事のほか、必要と認めるときは臨時の幹事を指名することができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の運営を補佐するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

別表1

総務課長

企画財政課長

町民福祉課長

税務会計課長

建設水道課長

産業観光課長

議会事務局長

教育課長

国民健康保険診療所事務長

別表2

総務課長補佐

企画財政課長補佐

町民福祉課長補佐

税務会計課長補佐

建設水道課長補佐

産業観光課長補佐

農業委員会事務局

議会事務局

教育課長補佐

国民健康保険診療所

2 今別町のち支える自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法に基づき、町民がこころの健康づくりの大切さを意識し、自身の問題のみならず、町全体の問題としてお互いに支え合っていく仕組みづくりをめざし、各関係機関・団体と連携し、自殺対策計画策定及び総合的な自殺対策の推進のため、今別町のち支える自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 今別町自殺対策計画策定及び進行管理に関すること。
- (2) 自殺対策における関係機関・団体の連携及び推進に関すること。
- (3) その他自殺対策に関し協議会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が指名する委員をもって構成する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 警察・消防機関
- (3) 教育関係機関
- (4) 労働関係機関
- (5) 地域代表

2 委員の任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員は前任者の残任期間とする。

3 公職による委員及び各団体の代表委員は、その職を失したときは、委員の資格を失うものとする。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 協議会に出席する者は、会議及び業務上知り得た秘密はすべて、これを他に漏らしてはならない。協議会の構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は町民福祉課に置く。

(補足)

第7条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成31年1月15日から施行する。
- 2 最初の委員の任期は第3条第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

No	構成機関区分	構成機関
1	保健・医療・福祉関係機関	国民健康保険今別診療所
2		津軽今別医院
3		住吉歯科医院
4		東青地域県民局地域健康福祉部 保健総室
5		今別町社会福祉協議会
6	警察・消防機関	外ヶ浜警察署今別駐在所
7		青森地域広域事務組合中央消防署今別分署
8	教育関係機関	今別町教育委員会
9	労働関係機関	今別町商工会
10		青森農業協同組合今別支店
11		龍飛今別漁業協同組合
12	地域代表	今別町地区総代連絡協議会
13		今別町民生委員児童委員協議会
14		今別町老人クラブ連合会
15		今別町連合婦人会
16		今別町保健協力員会
17		今別町農業委員会
18		今別町消防団
19		今別町人権擁護委員

今別町自殺対策計画
(平成 31 年度～平成 35 年度)
(2019 年度～2023 年度)

発 行 2019 年 3 月
企画・編集 今別町 町民福祉課
〒030-1502
青森県東津軽郡今別町大字今別字今別 167
TEL 0174-35-2001 (代表)
<http://www.town.imabetsu.lg.jp/>
